

Title	インドネシア・バリ州における法令に見られるバリ語政策の方向性
Author(s)	原, 真由子
Citation	外国語教育のフロンティア. 2023, 6, p. 79-90
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91030
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

インドネシア・バリ州における 法令に見られるバリ語政策の方向性

Balinese Language Policy Direction in Regional Regulations in Bali Province, Indonesia

原 真由子

要約

In Indonesia, Indonesian is the national language and is used in the formal domain, while other regional languages are used by different ethnic groups in the informal domain. Besides Indonesian, regional languages are also respected and protected legally by the state as national treasures.

The majority of Balinese in Bali Province are bilingual speakers, with their mother tongue Balinese as their first language, plus Indonesian, which they acquired mainly through school education. Broadly speaking, Indonesian is used as the national language in the formal domain, including government and education, while Balinese is used in the informal domain at home and among friends, and in the context of Hindu religious rituals and traditional customs. However, especially among young people in urban areas, the use of Balinese has declined and the number of monolingual speakers of Indonesian has increased.

Hara (2012) states that the Province of Bali has continued to implement various policies related to the Balinese language, which had started during the Dutch colonial period before Indonesian independence, including the standardization of the Balinese language, Balinese language education and the implementation of regulations related to Balinese language and literature policies, and points out that Indonesia's reform and decentralization after the fall of the Soeharto regime in 1998 made it possible to openly promote regional languages and local cultures in the local governments, including Bali, but as of around 2011 there had been no significant changes in the Balinese language policy, which had continued to be implemented previously.

Over the past decade the Balinese language policy has undergone significant changes. The direction of change is strengthening and expansion. This paper examines how Balinese language policy has been strengthened and expanded, focusing on several laws and regional regulations.

キーワード：言語政策、バリ語、インドネシア語

1. はじめに

インドネシアでは、インドネシア語が国語として役所や学校教育など公的な場で用いられ、その他に民族集団によりそれぞれ異なる言語が日常的に話されている。国語であるインドネシア語だけでなく、地方語と呼ばれる各地域・民族の言語もまた国家によって尊重と保護が保証されている。インドネシアでは数百を越える言語が話されているとされるが¹⁾、その大半は話者数が比較的少ない言語であり、話者数が100万

人を越える言語はジャワ語、スダ語を始めとする十数言語である。そして後者のいわば大規模な地方語は伝統的に書記文化をもつ場合が多い。本稿で扱うバリ語は後者に該当する。2010 年のインドネシアの全国センサスに基づく、バリ語を日常的に話す 5 歳以上の人口は 3,371,049 人である (Badan Pusat Statistik 2010)。バリ語は、伝統的に独自の文字 (バリ文字) とそれに基づく文字文化の歴史をもつ²⁾。バリ人は一般的にバリ語を母語とし、大多数がバリ州に住む。さらに、彼らはイスラム教徒が多数派であるインドネシアにおいてヒンドゥー教を信仰し、それと深く関わる文化・慣習をもち、バリは世界的な観光地としても名高い。

現在、バリにおいては、大多数のバリ人が母語のバリ語を第一言語とし、さらに主に学校教育で身につけたインドネシア語を使用する二言語話者である。大まかに言えば、インドネシア語は国語として、行政、教育をはじめとする公的な領域で、バリ語は家庭や友人間の非公的な領域およびヒンドゥー教儀礼や伝統的慣習の文脈で用いられる。読み書きに関しても、バリ文字による伝統的な文字文化はいまだ残り、学校教育でも教えられているとはいえ、公的な領域 (行政、教育など) ではほとんど全てがインドネシア語でなされる。したがって、すでに原 (2009) で指摘したように、バリでは概してインドネシア語が高位変種、バリ語が低位変種であるダイグロシア (二言語変種併用) が認められると言える。つまり、バリ語はほぼ非公的な領域において口頭で用いられる言語となっている。さらに、昨今では特に都市部の若年層において、バリ語の使用が減少しており、インドネシア語の単一言語話者の増加が目立っている。彼らの間では、家族や友人との会話など、非公的な領域でもインドネシア語を使うことが普通になっている。したがって、将来的なバリ語維持へのバリ人自身の危機感は切実なものとなっている。

この背景には、インドネシア独立後、国家統一の手段として国語インドネシア語の育成と普及を積極的に押し進める政策が行われ、公的な領域ではもっぱらインドネシア語が用いられた結果、バリ語を含む諸地方語は私的な領域のみに制限されたことが大きく影響している。その中でも、バリ語やバリ文学は地方政府によって組織的に発展・維持の政策が行われ続けてきた。原 (2012) は、インドネシア独立以前のオランダ植民地時代にすでに始まっていたバリ語に関わる政策を、特にバリ語教育、バリ語会議、バリ州条例に注目して考察し、バリ語をバリ文化と信仰を支える重要な手段として位置付け、伝統的なロントール文献に書かれるヒンドゥー教と密接な関係をもつバリ古典文学とバリ文字表記を重要視してきたことを明らかにした。そして、学校教育を除けば、その領域は非公的な、あるいは伝統的な領域を想定していること、それは 1998 年まで続いたスハルト政権下において地方色の顕示を国家開発に貢献する範囲に抑制しており、バリ州政府は観光資源として利益をもたらすバリの伝統文化と信仰を強調した方針をとっていたことと平行的な関係にあることを述べた。さらに、1998 年のスハルト政権崩壊後の民主化・地方分権化によって、バリを含む地方でそれぞれ地方語や地方文化の振興が公的に可能となったが、2011 年時点ではすでに先んじて継続的に行われていたバリ語の政策方針に大きな変更はないことを指摘し、将来的なバリ語維持への危惧がバリ社会で強まっている状況と地方分権化という体制の変化をふまえ、公的な領域でのバリ語の使用が今後のバリ語維持において重要になるであろうこ

とを述べた。そして、公的な領域での使用に耐えるには、近代的な概念や事物を表す用語を含むバリ語の文章語とリテラシーの発展が不可欠であることを指摘し、すでに実例がある程度見られる、慣習村や慣習組織の規律 (awig-awig)³⁾、小説、詩などの文学作品、新聞・雑誌、テレビ・ラジオのニュース放送などのマスメディアがその基盤とリソースになりうると述べた。

原 (2012) で述べた当時のバリ州のバリ語政策は、この 10 年間で大きく変化を見せている。変化の方向は、一言で言えば、政策の強化・拡大である。本稿では、2018 年に改正されたバリ語に関するバリ州条例をはじめとするいくつかの法令を中心に、バリ語政策がどのような強化・拡大を見せているのかを考察する。

2. 国家レベルの言語に関する法令

現在のバリ州における地方語に関する法令と政策を考える上で、国家的な言語に関わる規定を見る必要がある。国家的な方針として、国語であるインドネシア語および地方語についての政策はどのようなものなのか、憲法および法律などの法令から読み取る。

1945 年のインドネシア共和国憲法 36 条において、「国語はインドネシア語とする⁴⁾」と定められ、同条の注釈に、「住民により良好に維持されている固有の言語を有する地方 (例えば、ジャワ語、スダ語、マドゥラ語など) においては、それらの言語は国家により尊重され、維持される。それらの言語もまた生きたインドネシア文化の一部をなすものである」と記された⁵⁾。これは長らく改正されることがなかったが、1998 年の中央集権的なスハルト政権崩壊後、民主化・地方分権化が行われたことによって、2002 年の憲法改正において、国語を定める憲法 36 条注釈の扱いであった地方語の言及は、独立した条項で明記されることになった。すなわち、憲法 32 条第 2 項で「国家は、国民文化の資産として地方語を尊重し、保護する⁶⁾」と記された。このことから、政治体制の変化によって、地方自治の拡大が進む中で、国家によって地方語に対する尊重と保護を推進することがより明確に定められたことがわかる。

さらに、2009 年に「国旗、国語、国章、国歌に関する法律第 24 号⁷⁾」が施行された。この法律の「第 3 章 国語」では、インドネシア語の国語としての地位の重要性が改めて確認、強調され、国語インドネシア語の機能、使用領域、発展・普及・保護などが定められている。この背景には、グローバル化の中でインターネットの使用の増加などによって公共空間で英語が氾濫し、インドネシア語の使用が乱れてきたということがある (森山 2012: 421)⁸⁾。第 1 部の総論で、インドネシア語は、インドネシア国民のアイデンティティーと誇りを表し、様々な民族を統一する言語であり、異なる地方や文化の間の共通語の機能をもつことをふまえ、公用語として、教授言語、国家レベルのコミュニケーション手段、国民文化の発展の手段、商業的取引と文書で用いられる言語、科学技術や芸術の発展・利用の手段、マスメディアの言語として機能すると述べられる。第 2 部ではインドネシア語が法律、公的文書、正副大統領などの演説、行政、教育など、様々な公的な領域で使用が義務づけられること、第 3 部では政府がインドネシア語の発展、普及、保護の義務を負うこと、第 4 部では政府がインドネシア語を国際語とするべく機能向上を目指すことが述べられている。この法律は、国家統

一を強固なものとするべく、国旗、国章、国歌、国語の正しい適切な使用を強化することが目的であり、このように国語に関する第3章もインドネシア語についての制定が中心であるが、地方語についての言及も見られる。すなわち、いくつかの公的な領域（例えば標識）において地方語と外国語が目的によっては使用・併記可能であること、地方政府が地方語と地方文学の保護、発展、普及の義務を負うことである。

この2009年第24号法のインドネシア語の使用が義務付けられる領域について定めた第2部のうち第28条を詳細に規定したものととして、2010年に「大統領・副大統領およびその他の役職者による正式な演説におけるインドネシア語の使用に関する大統領令第16号⁹⁾」が施行された。さらに、2019年に、2010年第16号大統領令では正副大統領などの演説以外の場面・状況におけるインドネシア語の使用について扱われていなかったことを考慮し、「インドネシア語の使用に関する2019年大統領令第63号¹⁰⁾」が制定され、様々な公的な場・状況での正しいインドネシア語の使用が義務づけられることが詳しく定められた。

また、2014年には、同じく2009年第24号法の第3部と第4部、すなわちインドネシア語の発展・普及・保護およびインドネシア語が目指す国際語の機能について詳細に定められた「言語と文学の発展、普及、保護およびインドネシア語の機能の向上に関する政令第57号¹¹⁾」が施行された。この政令では、インドネシア語とインドネシア語文学、地方語と地方文学の発展、普及、保護について述べる中で、地方語の機能と地方政府の役割について明確に述べられている。第6条において、地方語の機能として、その当該の民族のアイデンティティを形成するもの、地方性のアイデンティティを強化するもの、家庭および地域社会におけるコミュニケーションの手段、インドネシア語を支える手段、インドネシア語の発展のリソースの機能、インドネシアの枠組みにおける地方の文学と文化を表出し発展させる手段、地方のマスメディアの言語の機能をもつことを述べている。第8条では中央政府がインドネシア語とインドネシア文学の発展、普及、保護の政策を制定し、地方語と地方文学の発展、普及、保護に必要な便宜をはかることが定められ、一方第9条では地方政府が言語発展育成局（国家的な言語政策を負う政府組織）との連携のもと地方語と地方文学の発展、普及、保護を行い、中央政府が行うインドネシア語とインドネシア文学の発展、普及、保護に対して支援することが述べられる。このように、地方語と地方文学はインドネシア文化の一部として、言語発展育成局との連携ではあるものの、地方語と地方文化の政策を主導するのは地方政府であり、中央政府（いわば言語発展育成局）がその便宜をはかることが読み取れる。また、地方語の機能の1つとして地方におけるマスメディアで用いる言語であることをあげており、地方においてという限定付きであるが、広く社会に影響力のある領域で用いられるという意味で、インドネシア語がもつ公用語としての機能と類似している。

また、言語に特化したものではないが、2017年に「文化の推進に関する法律第5号¹²⁾」が施行された。多様な民族、言語、慣習などが見られ、それらが国家の財産でありアイデンティティの一部を形成するインドネシアにおいて、インドネシアの国民文化は各地方に息づく様々な文化の間の相互作用のプロセスと結果であるとし、変化のダイナミズムにある現代においてさらに向上、推進させるためには、指針となる戦略に

基づき、保護、発展、活用、普及がなされる必要がある、ということが法律の制定の背景にあるとされる。文化推進の対象としてあげられているのは、口承伝統、写本・書物、慣習、宗教儀礼、伝統知識、伝統技術、芸術、言語、伝統遊戯、伝統スポーツである。また、これらの文化の推進についての計画や戦略は、県・市レベル、州レベル、中央政府レベルで段階的に策定される。このように、言語や言語に関連する口承伝統や写本などが文化推進の対象となり、地方政府および中央政府によって、保護、発展、活用、普及が行われることが定められている。

以上の言語に関わる憲法および国家レベルの法令から次のことが言える。まず、憲法における「国語はインドネシア語である」という不変の規定に加え、さらに「国旗、国語、国歌に関する法律 2009 年第 24 号」およびそれに基づいた大統領令と政令によって、インドネシア語の国語の機能を強化することが目指されていることである。また、それと同時に、地方語はインドネシアの建国以来、保護・尊重される対象であったが、民主化・地方分権化という政治体制の改革によって、地方語や地方文学の発展・保護が推進されることが定められ、一層尊重されるものとなり、地方政府が中央政府とも協働しながら主にそれを担うこととなったことがわかる。

3. バリ州における言語に関わる法令

地方語の政策にとって、上述したような憲法における地方語の扱いの変化や法令の制定は大きな影響を及ぼすことが予想される。しかしながら、バリ州はすでに 1992 年に州政府の義務としてバリ語の発展と維持をうたう「バリ語、バリ文字、バリ文学に関するバリ州条例第 3 号¹³⁾」を施行していた。事実上、当時はバリ州政府、教育文化省バリ地方局、国立言語研究所デンパサール支局などの公的機関によってバリ語の育成・維持を目指した活動（例えばバリ語教育、バリ語・バリ文字・バリ文学のコンテストなど）がなされていたが、バリ州政府がそれを法的に保証するのはこの条例が初めてであった。上述の通り、スハルト政権時代に作られたこの州条例はバリ語をバリ文化と信仰を支える重要な手段として発展させ、維持することをうたいながら、バリ語の学校教育以外は、その領域は非公的な、あるいはバリの慣習や信仰といった伝統的な領域を想定していた。

1992 年第 3 号の州条例に加え、この条例を強化する法令として、1995 年に看板・標識等をインドネシア語とバリ語（バリ文字表記）の二言語で表記することを定めたバリ州知事通達第 1 号¹⁴⁾が出された。役所や学校などの公的機関、ヒンドゥー寺院のような伝統的施設、観光施設、通りなどあらゆる公共的性格をもつ看板と標示が対象となった。ただし、実際には、役所や学校などの公的機関、ヒンドゥー寺院では適用されていたが、ホテルや公共施設、民間企業・施設において二言語表記はほとんど見られなかった。

1998 年のスハルト政権崩壊を経て民主化・地方分権化が進められる中、1992 年第 3 号州条例の改正もなく、バリ語政策は特に変化がないように見えた。しかし、およそ 10 年が経ち、いくつかの法令の施行が行われた。まず、2013 年に出された「初等・中等教育におけるバリ語、バリ文字、バリ文学に関するバリ州知事令第 20 号¹⁵⁾」である。この州知事令のポイントは、バリ州の初等・中等教育において、少なくとも週 2 時間

バリ語を教える義務があること、州および県知事・市長がバリ語教員を採用できることである。バリ語の学校教育の義務化については、1992 年第 3 号州条例にすでに述べられているが、2013 年第 20 号州知事令の力点はむしろ教員の採用にある。この背景には、新しく発表された学校教育カリキュラム (2013 年カリキュラム) の計画において地方語が「芸術・文化」の科目の中にまとめられてしまったことがある。2013 年カリキュラム計画がバリ語教育に与える影響について考察した Ardiyasa (2012) によると、それまでのカリキュラムには各地方の特徴をふまえた内容を教える科目である地域科 (muatan lokal) が科目の 1 つとして指定されており、地域科として地方語が多くの方で教えられていたが、2013 年カリキュラムでは地方語を含む地域科が「芸術・文化」の中に入れられ、単独の科目でなくなったことで、バリを含めいくつかの地方で大きな反発と反対が起こった。もし地方語教育が行われなくなったら、若年層の地方語離れがますます進むことが危惧されたという。また、同研究は、特にバリ州の場合はバリ語教員の採用が停止する恐れがあったという問題も加わり、バリ語教員、バリ語専攻の大学生、バリ研究者などが団結し、デモ、集会、セミナーなどの開催やバリ州議会をはじめとする関係する諸方面への働きかけの結果、最終的に 2013 年第 20 号州知事令という形で問題の解決を見たプロセスを詳しく述べている。

次に、2016 年に「バリ語指導員についてのバリ州知事令第 19 号¹⁶⁾」が施行された。これは、バリにおける母語、そしてコミュニケーションの手段であり、バリ文化、ヒンドゥー文化の一部でもある、バリ語、バリ文字、バリ文学の保持、発展、普及を行い、バリ社会におけるより広い使用を実現させるためには、指導が必要であるということが背景にあるとされる。各慣習村にバリ語教育、バリ語学、バリ文学を専攻した大卒のバリ語指導員が配置され、バリ語、バリ文字、バリ文学の保持、発展、普及のために活動を実施し、村の人々の間に関心が高まるように促すことが目指されている。「バリ語指導員」という制度は、それまで全くなかったものであり、バリ語政策において非常に大きな変化と言える。バリ語の指導と普及については、学校におけるバリ語教育は昔から継続的に行われていたものの、学校外でのバリ語の指導や普及のための組織的な活動は手薄であったため、その空白をうめるものと考えられるだろう。

Purniawati et al. (2018) および筆者がブレレン県の村落部で活動経験のあるバリ語指導員に 2022 年 9 月に行なった聞き取り調査に基づく、具体的には、各村に少なくとも一人以上派遣された指導員が当該の村の状況・環境をふまえ、村役場、学校、婦人会、青年団などと調整しながら活動計画を策定し、あらゆる世代にそれぞれ見合ったバリ語、バリ文字の能力向上やバリ文学の普及活動を促進するという。例えば、小学生の課外のバリ語学習 (バリ文字、バリ語の敬語、バリの民話など)、pesantian や sekaa santi と呼ばれる伝統的バリ語歌謡の唱和会への歌唱と歌詞の指導、青年団の若者へのバリ語やバリヒンドゥーの儀礼についての講習、バリ文字フォント使用の指導、バリ語月間におけるコンテスト開催および指導などがある。また、各家庭に長らく放置されたままの貝葉文書であるロントール (lontar) の保存・転写活動も行われることがあるという。

さらに、2018 年、バリの現状と法的な発展・変化に合わないとし 1992 年第 3 号州条例を改正する形で、「バリ語、バリ文字、バリ文学に関するバリ州条例 2018 年第 1

号¹⁷⁾」が施行された。上述の2013年第20号州知事令と2016年第19号州知事令でそれぞれ定められたバリ語教育とバリ語指導員についても含まれている。この2018年州条例第1号の趣旨は、バリ語、バリ文字、バリ文学をバリのヒンドゥー文化を支える重要な手段であり、バリ人のアイデンティティーを表すものとして、州政府が保持、発展、普及を推進するというものであり、その点では1992年第3号州条例と趣旨は大きく変わらない。第6条に述べられるバリ語、バリ文字、バリ文学の機能も1992年第3号州条例とほぼ同じであり、バリ語の使用は家庭内、伝統的な文化、信仰の領域が想定されている。すなわち、a. バリ語話者の地方社会の誇りとアイデンティティーを表す、b. 家庭内のコミュニケーション・表現の手段、c. バリ文化とヒンドゥー文化の媒体、d. 慣習村、慣習集落、その他の慣習組織の媒体、e. インドネシア語の語彙を豊かにする、f. バリ語話者社会の文化と創造性を表出する、とある。ただし、dについては、1992年第3号州条例では「慣習村、慣習集落、その他の慣習組織の規約 (awig-awig) で用いられる」となっており、規約 (awig-awig) に特定せず、より広く「媒体」に変化したことは、その他の文書や会議や集会などでの議事進行にもバリ語を用いることが期待されていると考えられる。

しかしながら、他の条項では、1992年第3号州条例では踏み込まれていなかった公的な領域におけるバリ語の使用を目指すことが読み取れる。バリ語、バリ文字、バリ文学の向上の対象範囲について述べる第4条において、「政府機関と社会におけるバリ語使用の習慣化の実現」があげられている。ここでは、非公的な領域だけでなく、政府機関という公的な領域においてもバリ語の使用が目指されていることがわかる。さらに、第8条第4項においては、バリ語、バリ文字、バリ文学の発展のための手段が複数述べられ、その中に「地方政府の職員および(一般の)バリの人々にはインドネシア語の他にバリ語を使用させる必要がある」「バリ語、バリ文字、バリ文学の使用を政府所有および民間所有の様々な媒体と空間において定める」とある。第4条と同様に、政府機関や地方政府といった公的な場所におけるバリ語の使用の必要性が明確に示されていると言える。その他にも、バリ語、バリ文字、バリ文学の振興の目的について述べる第3条において、「地方語を、民族のアイデンティティーを形成するもの、地方性のアイデンティティーを強化するもの、インドネシア的枠組みにおける地方の文学と文化の表出と発展の手段、地方の家庭や社会におけるコミュニケーションの手段、地方のマスメディアの言語、インドネシア語を支える手段、インドネシア語の発展の源泉として機能させる」と述べられている。この文言は、上記で見た「言語と文学の発展、普及、保護およびインドネシア語の機能の向上に関する政令2014年第57号」の第6条とほぼ同じである。この項目は、特にバリ語のことではなく、地方語全般のことを述べているが、地方語の1つであるバリ語が目指すものと読み替えることができるだろう。「地方のマスメディアの言語」は、公的な媒体における地方語、つまりバリ語の使用が示唆されている。

続き同年、2018年第1号州条例の詳しい規定として、「バリ語、バリ文字、バリ文学の保護と使用およびバリ語月間の実施に関するバリ州知事令第80号¹⁸⁾」が出された。2018年第1号州条例とこの2018年第80号州知事令は、それまでもすでに実施されていた「バリ語デー」や「バリ語月間」に関わる各種イベント・コンテストをバリ語、バ

リ文字、バリ文学の発展・保護のために実施しなければならないとし、それらの開催の法的な根拠として明示している。2018 年第 1 号州条例と同じように、2018 年第 80 号州知事令においても、バリ語が公的な領域でも用いられることが述べられている。第 3 条では、バリ語が家庭内、ヒンドゥー教やバリの文化・慣習に関わる活動で用いられる他、政府機関および民間機関での人々へのサービスにおける情報提供のためにインドネシア語を補足するものとして用いられることが定められている。第 4 条では、バリ語デーは、木曜日、満月、新月、州の創立記念日である 8 月 14 日とされ、政府機関および民間機関（つまり学校も含む全ての機関）において職員、教員、生徒、一般の人々はコミュニケーション手段としてバリ語を用いることが述べられる¹⁹⁾。また、第 6 条で看板・標識等においてインドネシア語のローマ字表記の上にバリ文字を記すことが義務付けられている²⁰⁾。対象は、a. ヒンドゥー教の礼拝の場（いわば寺院）、b. 慣習組織、c. 建物竣工の記念碑、d. 建築物、e. 政府機関、f. 民間組織、g. 道路・通り、h. 観光施設、i. その他公共施設である。このようにあらゆる施設が対象となり、ローマ字とバリ文字を併記するという点で上述の 1995 年の州知事通達第 1 号と変わらないが、2018 年第 80 号州知事令では、バリ文字がインドネシア語（つまりローマ字表記）の上に配置されることが指定されており、バリ文字をより重視する意図がうかがえる²¹⁾。

以上のように、2013 年、2016 年、2018 年とバリ語に関する法令・政策が次々と施行され、バリ語の保護、発展、普及が重視されていることがわかる。しかも、そのうち 2016 年に開始されたバリ語指導員は新たな施策である。それまでは、バリ語の指導・普及の中心手段は学校における教育であったが、それに加えて学校外の一般社会の中でもバリ語の能力向上と普及を目指す活動を行うことで、バリ語使用の推進を社会全体に広げることが期待される。また、新しい 2018 年第 1 号州条例と 2018 年第 80 号州知事令では、政府機関などの公的な場におけるバリ語の使用が目指され、バリ語デーには官庁や学校を含むあらゆる機関・施設におけるバリ語の使用が定められているように、家庭や伝統的な文脈だけでなく、公的な領域におけるバリ語の使用を目指すことが示唆されているところに新たな特徴が認められる。その他、標識、建物・機関の看板のバリ文字の使用が以前よりも徹底されるなど、長らく組織的に実施されてきたバリ語の政策がさらに強化、拡張していると言えるだろう。

4. おわりに

以上、インドネシアの国家レベルの言語に関わる憲法と法令を見た上で、バリ州におけるバリ語に関わる法令から、現在のバリ語の政策がどのような方向に進んでいるのかを考察した。そこからは、国家レベルの言語政策では、地方語の保護、発展、普及についても推進する姿勢を示しており、バリ州におけるバリ語に関する政策もまた、強化と拡張という方向性を明確に示していることが読み取れる。そして、バリ語の学校教育だけでなく、新たに一般社会におけるバリ語指導員制度を導入し、またバリ語月間、バリ語デーなどの施策によって、バリ語の能力向上と普及を図ろうとしていることわかる。加えて、そのような制度はもちろんであるが、法令から読み取れるバリ語政策の強化と拡張の重要な点として、バリ語の使用を公的な領域でより広げていくことを目指していることがあげられる。ただし、標識、機関名の看板でのバリ文字の

使用については詳細に定められているが、政府機関などでのバリ語の使用、一般の人々へのサービスにおける情報提供でのバリ語の使用に関してはあまり具体的ではない。おそらくバリ政府のバリ社会内外へのメッセージとして、今後目指していきたいという段階だと考えられる。将来、具体的に公的な領域でのバリ語使用を推進する場合、地方における公的な領域と国家的な公的な領域はそれぞれどのようなものなのか、重なる部分はないのか、どのように補完しあうのかという問題、また原（2012）でも述べたように、政治経済、行政、教育など、近代的な概念や事柄を表す用語や表現の整備などが今後の課題として残ると考えられる。

本稿では、バリ語に関わる法令で定められている内容が、実際にはどのように行われ、成果を上げているのかという点についてはまだ考察できていない。本稿のはじめに述べたように、都市部の若者にはバリ語を話さないインドネシア語の単一言語話者が増加しているなど、世代差や地域差によってもバリ語の使用状況は異なる。そのような違いにも注意しながら、バリ語の言語政策を引き続き調査する必要がある。

注

- 1) インドネシアの国家言語機関である言語発展育成局（Badan Pengembangan dan Pembinaan Bahasa）によると、インドネシアの地方語の数は 718 言語である。https://petabahasa.kemdikbud.go.id/index.php
- 2) バリ文字だけでなく、ローマ字表記法もある。
- 3) バリの村落は行政村と慣習村の 2 種類がある。慣習村はバリの伝統社会を基盤とした組織である。いずれも州行政の末端組織であるが、行政的な権限は後者におかれてきた。慣習法典は、伝統的には、貝葉文書ロントールに書かれる場合もあったが、口承で伝えられることも一般的であった。しかしながら、その成文化は慣習組織の法的認可の基本的要件として、州政府の指導のなかで一貫して重視されてきた（鏡味 2000: 151）。地方分権化後、慣習村にも行政的な役割を補佐するように求める政策がとられるようになり（鏡味 2009: 47-48）、その役割・権限は州行政において拡張しつつあると言える。
- 4) 原文は次の通りである。“Bahasa Negara adalah bahasa Indonesia.”
- 5) 原文は次の通りである。“Di daerah-daerah yang mempunyai bahasa sendiri, yang dipelihara oleh rakyatnya dengan baik-baik (misalnya bahasa Jawa, Sunda, Madura, dan sebagainya) bahasa-bahasa itu akan dihormati dan dipelihara juga oleh Negara. Bahasa-bahasa itu pun merupakan sebagian dari kebudayaan Indonesia yang hidup.”
- 6) 原文は次の通りである。“Negara menghormati dan memelihara bahasa daerah sebagai kekayaan budaya nasional.”
- 7) Undang-undang Republik Indonesia Nomor 24 Tahun 2009 tentang Bendera, Bahasa, dan Lambang Negara, serta Lagu Kebangsaan
- 8) 森山（2012）では、当初は、インドネシア語の乱れを憂慮した国立言語センター（現在の言語発展育成局）が中心に法案を作成し、「言語法」として成立を狙っていたが、インドネシア語使用の違反に罰則をもうけるなどの条項案が物議を醸し、廃案となったと述べられる。そして、結果的に、2009 年第 24 号法「国旗、国語、国章、国歌に関する法律」の一部として、言語法案から随分穏当な表現となって取り込まれたという経緯があるという。よ

り詳しい経緯については森山 (2012) を参照のこと。また、舟田 (2013) は、「言語法」の狙いは、国家言語研究機関である国立言語センターが言語政策の決定権を持たず、一貫した、迅速な言語政策の実施ができなかったという状況を改善するために、組織変革を行うというところにあるとし、この点については実現したと述べる。

- 9) Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 16 Tahun 2010 tentang Penggunaan Bahasa Indonesia dalam Pidato Resmi Presiden dan/atau Wakil Presiden serta Pejabat Negara Lainnya.
- 10) Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 63 Tahun 2019 tentang Penggunaan Bahasa Indonesia.
- 11) Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 57 Tahun 2014 tentang Pengembangan, Pembinaan, dan Pelindungan Bahasa dan Sastra, serta Peningkatan Fungsi Bahasa Indonesia.
- 12) Undang-undang Republik Indonesia Nomor 5 Tahun 2017 tentang Pemajuan Kebudayaan.
- 13) Peraturan Daerah Propinsi Daerah Tingkat I Bali Nomor 3 Tahun 1992 tentang Bahasa, Aksara dan Sastra Bali.
- 14) Edaran Gubernur Nomor 1 Tahun 1995 tentang Penulisan Papan Nama dengan Dwi Aksara Bali.
- 15) Peraturan Gubernur Bali Nomor 20 Tahun 2013 tentang Bahasa, Aksara dan Sastra Daerah Bali pada Pendidikan Dasar dan Menengah.
- 16) Peraturan Gubernur Bali Nomor 19 Tahun 2016 tentang Penyuluh Bahasa Bali.
- 17) Peraturan Daerah Provinsi Bali Nomor 1 Tahun 2018 tentang Bahasa, Aksara, dan Sastra Bali.
- 18) Peraturan Gubernur Bali Nomor 80 Tahun 2018 tentang Pelindungan dan Penggunaan Bahasa, Aksara, dan Sastra Bali serta Penyelenggaraan Bulan Bahasa Bali.
- 19) バリの伝統衣装の着用デーと同時に行われている。その着用デーは、バリ伝統衣装着用デーに関する 2018 年バリ州知事令第 79 号 (Peraturan Gubernur Bali Nomor 79 Tahun 2018 tentang Hari Penggunaan Busana Adat Bali) で定められている。
- 20) インドネシア語の正書法はローマ字表記 1 種類のみであるが、バリ語にはバリ文字表記とローマ字表記の 2 種類がある。一般的に、組織名・建物名はインドネシア語で表現される。
- 21) 標識、建物・機関の名称がインドネシア語 (ローマ字表記) だけでなく、さらにバリ文字表記でも書かれる例は、2022 年 9 月に筆者がバリを訪問した際、州都デンパサール市とその近郊を見る限りでは、以前に比べて非常に目立っているという印象を受けた。ヒンドゥー寺院、官庁、学校、通りは、2018 年以前からインドネシア語 (ローマ字表記) とバリ文字表記で標識や看板が書かれていることが多かったが (ただし、以前はバリ文字表記が下)、現在では銀行やホテルといった民間の企業や施設でもそれが適用されている。バリ文字の標識・看板の景観について調査した Artawa et al. (2021) は、空港、学校、ヒンドゥー寺院などの公の施設ではバリ文字表記を行っている例が多く、それは言語政策に責任を負う政府機関がそれらの看板を作成しているためコントロールが比較的容易いからであると述べている。一方で、小規模な店やレストラン、格付けの低いホテルの看板にはバリ文字表記がないケースが多いという。

また、以前はインドネシア語で記されていた各自治体や学校の書類のレターヘッドも、インドネシア語 (ローマ字表記) の上にバリ文字表記を併記する事例が観察された。この実施には、おそらくバリ文字フォント開発の発展も寄与していると思われる。

参考文献

- Ardiyasa, I Nyoman Suka
2012 “Catatan Perjuangan Bahasa Bali dalam Kurikulum 2013”, *Jurnal Kajian Bali*, 2 (2), 1-20.
- Artawa, Ketut et.al
2021 “Implementtasi Kebijakan Bahasa Bali dalam Penggunaan Tanda Bahasa di Ruang Publik”, *Proceeding of International Seminar on Austronesian Languages and Literature IX, 10 September 2021*, 117-125.
- Badan Pusat Statistik
2010 *Kewarganegaraan, Suku Bangsa, Agama dan Bahasa Sehari-hari Indonesia*. <https://www.bps.go.id/>
- 舟田京子
2013 「インドネシアのマレー語圏における言語分野協力と言語法」『アジア太平洋討究』20号、307-318。
- 原真由子
2009 「バリ言語社会の構成とバリ人の言語使用」倉沢愛子、吉原直樹編『変わるバリ、変わらないバリ』勉誠出版、251-268。
- 原真由子
2012 「バリ語の政策の変遷と今後の可能性」『多言語主義再考－多言語状況の比較研究』砂野幸稔編、三元社、430-464。
- 鏡味治也
2000 『政策文化の人類学—せめぎあうインドネシア国家とバリ地域住民』世界思想社。
- 鏡味治也
2009 「国家と地域住民」倉沢愛子、吉原直樹編『変わるバリ、変わらないバリ』勉誠出版、37-48。
- 森山幹弘
2012 「インドネシアにおける多言語状況と『言語政策』」『多言語主義再考－多言語状況の比較研究』砂野幸稔編、三元社、407-429。
- Purniawati et al.
2018 “Penyuluh Bahasa Bali: A Language Policy of Bali Provincial Government on Balinese Mother Tongue (A Case Study)”, *Proceeding of The 4th National Conference on Language and Language Teaching 2018*, 221-229.

ウェブサイト

Bahasa dan Peta Bahasa di Indonesia, Badan Pengembangan Bahasa dan Perbukuan
<https://petabahasa.kemdikbud.go.id/index.php> (最終閲覧日 2022 年 11 月 4 日)

法令資料

Undang-undang Dasar Negara Republik Indonesia Tahun 1945.

Undang-undang Dasar Negara Republik Indonesia Tahun 1945 (yang dipadukan dengan Perubahan I, II, III & IV).

Undang-undang Republik Indonesia Nomor 24 Tahun 2009 tentang Bendera, Bahasa, dan Lambang Negara, serta Lagu Kebangsaan.

Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 16 Tahun 2010 tentang Penggunaan Bahasa Indonesia dalam Pidato Resmi Presiden dan/atau Wakil Presiden serta Pejabat Negara Lainnya.

Peraturan Pemerintah Republik Indonesia Nomor 57 Tahun 2014 tentang Pengembangan, Pembinaan, dan Pelindungan Bahasa dan Sastra, serta Peningkatan Fungsi Bahasa Indonesia.

Undang-undang Republik Indonesia Nomor 5 Tahun 2017 tentang Pemajuan Kebudayaan.

Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 63 Tahun 2019 tentang Penggunaan Bahasa Indonesia.

Peraturan Daerah Propinsi Daerah Tingkat I Bali Nomor 3 Tahun 1992 tentang Bahasa, Aksara dan Sastra Bali.

Edaran Gubernur Nomor 1 Tahun 1995 tentang Penulisan Papan Nama dengan Dwi Aksara Bali.

Peraturan Gubernur Bali Nomor 20 Tahun 2013 tentang Bahasa, Aksara dan Sastra Daerah Bali pada Pendidikan Dasar dan Menengah.

Peraturan Gubernur Bali Nomor 19 Tahun 2016 tentang Penyuluh Bahasa Bali.

Peraturan Daerah Provinsi Bali Nomor 1 Tahun 2018 tentang Bahasa, Aksara, dan Sastra Bali.

Peraturan Gubernur Bali Nomor 79 Tahun 2018 tentang Hari Penggunaan Busana Adat Bali.

Peraturan Gubernur Bali Nomor 80 Tahun 2018 tentang Pelindungan dan Penggunaan Bahasa, Aksara, dan Sastra Bali serta Penyelenggaraan Bulan Bahasa Bali.